

○銃砲刀剣類所持許可等事務取扱要領

平成19年 1 月 9 日

生 環 一 第 1 5 号

警 察 本 部 長

(概要)

本要領は、銃砲等又は刀剣類の所持許可等に関する事務、銃砲等又は刀剣類所持不適格者の調査、行政処分等の手続及び留意事項その他銃砲等又は刀剣類の許可等に関し必要な事項を定めたものである。

第 1 章 総則

第 2 章 所持許可

第 3 章 許可証交付後の措置

第 4 章 銃砲等又は刀剣類所持不適格者の排除

第 5 章 指定射撃場及び射撃指導員の指定、猟銃安全指導委員の委嘱等

第 6 章 銃砲刀剣類取扱業の届出等

第 7 章 補則